

1 経済的支援策のメリット（効果）と制度検討にあたっての課題

【施策名：1】 転居費用の補助

区分	項目	内容	区分	項目	内容	
(1) 概要	必要となる具体的ケース	自宅や自宅近くで犯罪被害に遭い、現在の場所で居住し続けることが困難である場合。	(3) 他県事例	モデルケース (実施都道府県)	東京都 (令和2年4月1日から施行 全国の都道府県で初)	
	施策とする場合の内容	転居費用の負担(実費)		金額 / 件数	20万円(実費支給)	
	県内における年間想定件数	3件 (過去10年間の県内の犯罪発生件数から推計すると2~3件相当)		金額/件数/概要等	概要等	審査は被害者支援センターで面接相談が必要
	支援した資金の使用用途	自宅からの引越費用(引越業者に支払う額を対象とする)		備考 (※要件、特徴、課題等)	対象要件 ①発生時に東京都在住 ②被害者の住居又は近辺で犯罪が発生 ③被害届提出済み案件であること ④犯罪被害を受けた時から申請まで1年以内	
	対象犯罪及び対象者	重要犯罪(殺人、強盗、放火、強姦性交等、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ)		(4) 備考	※制度化した際の留意事項 ※国が制度化しない理由等	
(2) 代替	既存の制度で全部又は一部を支援できる場合	①社会福祉協議会：貸付制度(要件を満たせば転宅費として50万円の貸付制度あり) ②犯罪被害給付制度や損害賠償請求で得られた給付金・補償金を転居費用として使ったり、借入れしていた場合は返済に充てる	(5) メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪事件現場(近辺含む)に住み続けることで精神的不安になることから少しでも解放される。 ・必要なニーズにぶれることなく支援をすることができる。 ・県営住宅の優先入居など既に制度化されたり、その他制度化されつつある施策と併せて運用することで支援の幅が広がる。 ・一時保護の制度はあるが、その後対応としても継続した支援につながりやすい。 ・被害者支援センターで行っている直接支援の対象者と制度利用対象者が一致する割合が高いことが見込まれ、制度提案等被害者への周知及びその後の運用につなげやすい。 ・目的が絞られている、対象件数が一定把握できるため、財政上の調整がしやすい。 		
	代替施策における課題等	①貸付金のため、被害者は返済の義務がある ②損害賠償請求は請求権が認められても、加害者が支払い義務を履行しない場合がある				

区分	項目	課題	具体的な課題	判断（議論）のポイント
（ 6 ） 施策検討にあたっての課題の整理	ア 施策検討上の課題	対象犯罪 （適用の範囲）	①重要犯罪以外にどこまで対象を広げるのか。 ②被害届の有無による判断。 ③転居することが、被害者救済につながる犯罪はどのような種類か。	・予算には限りがある。 ・犯罪被害給付制度の受給対象者への補償の上乗せなのか、対象外の者への支援拡大なのか。 ・対象犯罪別で想定し、比較検証が必要。
		実施主体 （県又は市町村、直営又は委託等）	①県と市町村のどちらを実施主体とするのか。 ②制度の運用を県が直営すべきか、又は業務委託すべきか。	・広域的な施策なのか。 ・交付決定のためには面談が必要。 ・支給のスピード感が必要。
		資力要件	①資力要件が必要か。 ②資力要件をつけるのであれば、どの所得層までの対象にするのか。	・転居を資力の問題でできない者への施策なのか。 ・予算に限りがある中、資力要件をつけず広く浅く支援する、又は資力要件をつけて、支援のボリュームをUPするか。
		施策の内容について （金額、時期、対象犯罪別での区分するか等）	①金額の上限を設けるのか。（どれ位にするか） ②県内での転居と県外へ転居で給付額（上限額）を変えるのか。 ③自宅近辺の「近辺」の範囲をどうするのか。 ④給付時期。（転居前に支給は可能なのか）	・①②転居にかかる一般的な金額と公金支出の県民の理解のポイントから給付額を定める。
	イ 代替施策の課題	代替施策等自体の課題 ●代替施策等 （ア）貸付金（イ）損害賠償 （ウ）犯給制度	①返済が必要である。（ア） ②給付までの期間に経済的困窮をきたす場合。（イ）（ウ） ③加害者から支払いがない場合。（イ）	・損害賠償請求で勝訴しても、加害者が支払いに応じない事案にどう対応するのか。 ・給付までの時間が掛かることが問題であれば、貸付金制度を利用し、一時的な費用の立替をすることで対応は可能である。
		代替施策等を利用できない者	①貸付金制度の要件審査に通らない者。 （一定以上の収入がある者又は返済が見込めない者） ②犯罪被害者で損害賠償請求訴訟を起こせない者。 ・加害者が特定できない場合。 ・加害者に資力がない場合。	・生活困窮への支援であれば、生活保護等の福祉施策を併せて検討すべきである。
	ウ その他	制度を実行してもなお残る課題	①転居後の安全確保。 ②転居費用以外に掛かるコスト。	・この制度単独では効果が薄い場合、他にどのような施策を整備すれば良いのか。 ・セーフティネットとして制度を導入しておく必要があるのではないか。（対象者が少なくとも、対象になり得る者に取っては、大きな支援になるような場合） ・この施策の財政措置を他の施策に回すことで、救済できる者がどれだけ増えるのか。（施策のバランス）

1 経済的支援策のメリット（効果）と制度検討にあたっての課題

【施策名：2】 見舞金・支援金の支給

区分	項目	内容	区分	項目	内容	
(1) 概要	必要となる具体的ケース	犯罪被害に遭うと、収入が減ったり、犯罪被害に遭わなければ不要であった様々な費用（引越・通院・弁護士相談・裁判所等への出廷等に掛かる交通費等）が掛かる。遺産相続、労災、損害賠償、犯罪被害者等給付金などが支給されるまでの期間に、収入減や支出増で生活に困窮する場合。又は上記支援制度の対象にならず、収入減や支出増で生活に困窮する場合。	(3) 他県事例	モデルケース (実施都道府県)	三重県（平成31年4月1日から施行 全国の都道府県で初） ※市区町村単位では既に制度化している市町村あり（全国17%超）	
	施策とする場合の内容	犯罪被害に遭った被害者等に見舞金・支援金の支給 ①既存の支援制度の対象となる者への上乗せ支給 ②既存の支援制度の対象とならない者（犯罪被害給付制度の受給対象外の被害者）のうち被害による打撃の大きい者への支給		金額 / 件数	死亡：60万円 重傷：5万円～20万円	
	県内における年間想定件数	3件 (過去10年間の県内の犯罪発生件数から推計すると2～3件相当)		金額 / 件数 / 概要等	概要等	重傷①1ヶ月以上の療養かつ入院3日以上 20万円 ②1ヶ月以上の療養かつ労務不能3日以上 5万円
	支援した資金の使用用途	引越費用、弁護士費用、裁判費用、病院への通院や出廷等で必要となる交通費、当面の生活費		備考 (※要件、特徴、課題等)	●令和2年度中に東京都で見舞金制度を施行予定 ●北海道、秋田県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県等では、市町村単位で見舞金制度（死亡30万円、傷病10万円等）を導入している	
	対象犯罪及び対象者	重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦性交等、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ）により一定の基準を超える被害に遭った者		(4) 備考	※制度化した際の留意事項 ※国が制度化しない理由等	
(2) 代替	既存の制度で全部又は一部を支援できる場合	損害賠償請求や犯罪被害給付制度	(5) メリット	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の様々なニーズにフレキシブルに対応することができる。 犯罪被害後、比較的早い時期に支援を被害者に届けることができる。 使用用途が限定されないため、被害者がその時点で必要なことに対して使用することができる。 対象になる犯罪被害者を比較的容易に把握することができる。 周知等について、わかりやすく実行することが可能。 		
	代替施策における課題等	犯罪被害給付制度では対象犯罪以外の場合は給付金は支給されない				

区分	項目	課題	具体的な課題	判断（議論）のポイント
（6） 施策検討にあたっての課題の整理	ア 実施主体 (県又は市町村、直営又は委託等)	対象犯罪 (適用の範囲)	①重要犯罪以外にどこまで対象を広げるのか。 ②被害届の有無による判断。 ③犯罪被害給付制度のように、傷の重症度によって、給付の有無を決めるのか。	・予算には限りがある。 ・犯罪被害給付制度の受給対象者への補償の上乗せなのか、対象外の者への支援拡大なのか。 ・対象犯罪別で想定し、比較検証が必要。
		実施主体 (県又は市町村、直営又は委託等)	①県と市町村のどちらを実施主体とするのか。 ②制度の運用を県が直営すべきか、又は業務委託すべきか。	・広域的な施策なのか。 ・交付決定のためには面談が必要。 ・支給のスピード感が必要。 ・市町村主体とする場合は、制度導入に時間や地域差が生じる場合がある。
		犯罪被害者等のどのようなニーズに対応しているかが見えにくい	① 犯罪被害者等の様々なニーズに対応するために制度設計することになると思うが、様々なニーズとは何なのか。 ② 被害者等のニーズが分かっているのに、なぜ見舞金・支援金なのかの県民への理解をどう得るのか。	・被害者のニーズが多岐にわたり、個別の支援策では、カバーできないということが説明できるのか。 ・生活資金の支援の場合は、中長期的な支援と併せて行う必要がある。
		資力要件	①資力要件が必要か。 ② 資力要件をつけるのであれば、どの所得層までの対象にするのか。	・予算に限りがある中、資力要件をつけず広く浅く支援する、又は資力要件をつけて、支援のボリュームをUPするか。
		施策の内容について (金額、時期、対象犯罪別での区分するか等)	①金額の上限を設けるのか。(どれ位にするか) ②死亡の場合と受傷の場合の金額の区分をどうするか。 ③対象となる受傷の程度をどう分けるのか。 ④精神的な被害を受けた者をどう判断するか。	・犯罪被害後の生活資金の支援なのか、犯罪被害後にかかる費用に対するの支援なのか。 ・生活資金の支援の場合は、どれくらいの期間の支援とすべきなのか。
	イ 代替施策等の課題	代替施策等自体の課題 ●代替施策等 (ア) 損害賠償 (イ) 犯給制度	①給付までの期間に経済的困窮をきたす場合。(ア) (イ) ②加害者から支払いがない場合。(ア)	・損害賠償請求で勝訴しても、加害者が支払いに応じない事案にどう対応するのか。 ・給付までの時間が掛かることが問題であれば、借入をして一時的な費用の立替をすることで対応。(貸付制度を利用する場合、要件を満たす必要がある。)
	代替施策等を利用できない者	①犯罪被害給付制度の対象者は限られている。 ②犯罪被害者で損害賠償請求訴訟を起こせない者。 ・加害者が特定できない場合。 ・加害者に資力がない場合。	・生活困窮への支援であれば、生活保護等の福祉施策を併せて検討すべきである。	
ウ その他	制度を実行してもなお残る課題	①生活困窮への支援 ②損害賠償請求や犯罪被害給付制度で支給される金額と比較すると金額は低くなる。 ③被害者が必要とするニーズ(特定できない)に対応するには金額が低いと考えられる。	・セーフティネットとして制度を導入しておく必要があるのではないか。(対象者が少なくとも、対象になり得る者にとっては、大きな支援になるような場合) ・この施策の財政措置を他の施策に回すことで、救済できる者がどれだけ増えるのか。(施策のバランス) ・この施策を制度設計することで、どれだけの方への救済になるのか。(施策のバランス)	

1 経済的支援策のメリット（効果）と制度検討にあたっての課題

【施策名：3】 生活資金の貸付

区分	項目	内容	区分	項目	内容
(1) 概要	必要となる具体的ケース	犯罪被害に遭い、死亡や重傷を負い、収入が減ってしまった被害者等の当面の生活資金。 加害者に対して、被害補償のために損害賠償請求訴訟を起こす場合の費用。	(3) 他 県 事 例	モデルケース (実施都道府県)	神奈川県 (平成21年4月1日から) 和歌山県 (平成31年4月1日から)
	施策とする場合の内容	①犯罪被害給付制度の受給対象者に対して、100万円を上限に無利子貸付 ②重要犯罪(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ)被害者に対しての貸付(金額上限等については、制度設計時に要検討)		金額/件数/概要等	金額 / 件数 神奈川県：①死亡又は重傷100万円②その他30万円 和歌山県：100万円
	県内における年間想定件数	対象犯罪の制度設計により異なる 犯罪被害給付制度の受給対象者(①)とするならば、年1～2件想定(令和元年度県内の犯給制度申請件数2件)		概要等	概要等 犯罪被害給付制度の受給対象者
	支援した資金の使用用途	引越費用、弁護士費用、裁判費用、病院への通院や出廷等で必要となる交通費、当面の生活費		備考 (※要件、特徴、課題等)	※けがの程度(神奈川県) ①療養期間1か月以上かつ入院3日以上…上限100万円 ②①ほどの重傷病ではない場合…上限30万円 市町村単位に範囲を広げても導入例は少ない
	対象犯罪及び対象者	①殺人、傷害等の犯罪被害に遭って心身に重大被害を受けた被害者等(犯罪被害給付制度と同じ) ②重要犯罪(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ)		(4) 備 考	※制度化した際の留意事項 ※国が制度化しない理由等
(2) 代 替	既存の制度で全部又は一部を支援できる場合	生活保護	(5) メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の様々なニーズにフレキシブルに対応することができる。 犯罪被害者であることを条件とするならば、被害者に迅速に対応できる施策になる。 使用用途が限定されないため、被害者の必要なことに対して使用することができる。 支援金、見舞金等の施策と比較して、大きな金額を被害者に届けることができる。 	
	代替施策における課題等				

区分	項目	課題	具体的な課題	判断（議論）のポイント
（ 6 ） 施策検討にあたっての課題の整理	ア 施策検討上での課題	対象犯罪 （適用の範囲）	①犯罪被害給付制度の受給対象者以外に対応するのか。	・ 犯罪被害給付制度の受給対象者以外も支援の対象とする場合、貸付金回収のリスクが非常に高くなる。 ・ 対象者をどうするのか、この支援施策を検討する中で最大のポイントである。
		実施主体 （県が直営でできるのか）	①対象犯罪を犯罪被害給付制度の受給対象者以外まで拡大した場合、県が直営で制度運用する場合に、回収業務に困難が生じることが見込まれる。 ②県民生活・男女共同参画課内で実施主体として運営が可能なのか。 ③社会福祉協議会に生活福祉資金の貸付がある中で、別途貸付制度が必要か。	・ 特に対象者を拡大した場合、県直営は困難である。 ・ 現在、県直営の貸付制度はほとんどない。
		資力要件	①資力要件が必要な施策なのか。	・ 犯罪被害給付制度の受給対象者とするならば、資力要件は不要。 ・ それ以外の被害者も対象とするならば、資力要件は必要。
		施策の内容について （金額、時期、対象犯罪別での区分するか等）	①金額の上限を設けるのか。（どれ位にするか） ②犯罪被害給付制度の受給対象者がこの制度を利用するのはどんな場合なのか。	・ 犯罪被害給付制度の支給予定額内での金額の設定が必要。 ・ 高知県の場合は、犯罪被害給付制度の受給対象者は、申請から給付まで比較的早く対応できている。（平均3か月） ・ 返済で戻ってくるため、比較的大きな金額での制度設計が可能である。
	イ 代替施策の課題	代替施策等自体の課題 ●代替施策等 （ア）生活保護	①生活保護受給に対して、抵抗を感じる者もいる。 （ア）	
		代替施策等を利用できない者	①持ち家などすぐに現金化できない財産があり、生活保護対象にならない場合。	・ 生活困窮への支援であれば、生活保護等の福祉施策を検討すべきである。 ・ 借入れた資金の用途で、他の施策でカバーできるものはないのか、また検討中の施策でカバーできるものはないのか。
	ウ その他	制度を実行してもなお残る課題	①犯罪被害給付制度の受給対象者のみに対象を限定するならば、支援できる者は少ない。	・ セーフティネットとして制度を導入しておく必要があるのではないか。（対象者が少なくとも、対象になり得る者にとって、大きな支援になるような場合） ・ この施策の財政措置を他の施策に回すことで、救済できる者がどれだけ増えるのか。（施策のバランス）

1 経済的支援策のメリット（効果）と制度検討にあたっての課題

【施策名：4】 再提訴費用の補助

区分	項目	内容	区分	項目	内容	
(1) 概要	必要となる具体的ケース	損害賠償請求確定後、加害者側から支払いがなければ、その法的効力が10年で消滅してしまう。そのための時効停止処置を求めるとともに時効停止の裁判を再提訴することが必要で、その費用は被害者が負担することになる。	(3) 他県事例	モデルケース (実施都道府県)	大阪府 (平成31年4月1日から) 福岡県 (令和元年9月1日から)	
	施策とする場合の内容	損害賠償請求の請求権の時効停止をを求める再提訴費用に一部を助成 上限33万円/1回 (1億円の損害賠償請求にかかる事務手数料)		金額 / 件数	大阪府：33万円上限 福岡県：32万円上限	
	県内における年間想定件数	1件		金額/件数/概要等	概要等	時効停止の提訴に掛かる事務手数料の補助 資力要件：大阪府：なし 福岡県：児童手当の支給要件と同等
	支援した資金の使用用途	再提訴費用の事務手数料		備考 (※要件、特徴、課題等)	対象犯罪：大阪府：①殺人、強盗、強姦性交等、強制わいせつ、放火、逮捕・監禁、略取・誘拐・傷害②ひき逃げ、危険運転致死傷③その他知事が認めるもの 福岡県：①殺人、強盗、強姦性交等、強制わいせつ、放火、逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害その他知事が認める犯罪	
	対象犯罪及び対象者	重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦性交等、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ）		(4) 備考	※制度化した際の留意事項 ※国が制度化しない理由等	
(2) 代替	既存の制度で全部又は一部を支援できる場合	貸付制度 (償還見込みがないと判断され要件が厳しい)	(5) メリット	・損害賠償請求権が認められたにもかかわらず、支払いを受けられていない被害者にとって、再提訴は更なる費用の持ち出しになるため、今まで提訴を諦めていた被害者にとって、後押しになる。 ・当該案件が支給の対象かの判断が容易。		
	代替施策における課題等	既に請求権分の回収が困難である状況において、貸付を利用して再提訴することで、更に被害者の損失額が増える可能性が大				

区分	項目	課題	具体的な課題	判断（議論）のポイント
（ 6 ） 施策検討にあたっての課題の整理	ア 施策検討上での課題	対象犯罪 (適用の範囲)	①既に制度設計している他県でも対象犯罪の適用の範囲が異なる。 ②交通事故（ひき逃げや危険運転致死罪等）まで対象にするのか。	・制度設計している他県では対象犯罪の定義の中に、「その他知事が認めるもの」と記載し、適用範囲に含みを持たせている。 ・犯罪被害に対する、損害賠償訴訟の件数、その執行度合いや再提訴件数を調べる必要がある。
		実施主体 (県又は市町村、直営又は委託等)	①県が実施主体となる場合に、直営で運用するのか、業務を委託するのか。	・広域的な施策なのか。 ・交付決定にあたっての面談は不要。（書面で対応可能） ・支給のスピード感が必要。
		資力要件	①資力要件が必要な施策なのか。 (既に制度設計している他県でも資力要件がある場合とない場合がある)	・資力がある者でも、再提訴自体が全額持ち出しになるのであれば、訴訟自体をためらう場合も多々ある。
		施策の内容について (金額、時期、対象犯罪別での区分するか等)	①他県と同様に上限33万円/1回の内容で良いのか。	
	イ 代替施策の課題	代替施策等自体の課題 ●代替施策等 (ア)貸付金	①借入をして再提訴をしても、加害者側に支払いの意思がない場合、被害者にとっては持ち出しが増えるだけである。	・返済の可能性が低い（既に支払いがない状態で再提訴）ために再提訴自体をしないことも多い。
		代替施策等を利用できない者	①初回提訴費用 ②弁護士費用	・初回提訴費用から支援の対象にする場合は、別途検討が必要である。
	ウ その他	制度を実行してもなお残る課題	①再提訴し、時効停止をしても加害者が支払いに応じる可能性が低い。 ②初回提訴費用。 ③再提訴の事務手数料は助成対象としてもその他弁護士費用等の費用が掛かる。	・セーフティネットとして制度を導入しておく必要があるのではないか。（対象者が少なくとも、対象になり得る者にとって、大きな支援になるような場合） ・この施策の財政措置を他の施策に回すことで、救済できる者がどれだけ増えるのか。（施策のバランス） ・加害者から強制的に支払いを求める制度はない。

1 経済的支援策のメリット（効果）と制度検討にあたっての課題

【施策名：5】 立替金の支給

区分	項目	内容	区分	項目	内容
(1) 概要	必要となる具体的ケース	加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を所得した犯罪被害者等から当該請求権を譲り受けることを条件として、その金額と同額の立替支援金を犯罪被害者等に支給する。	(3) 他県事例	モデルケース (実施都道府県)	都道府県単位での制度化はなし ※全国で明石市のみ制度あり
	施策とする場合の内容	損害賠償請求権の確定後、1年経過時点で支払いがない場合、請求額の一部を県が債権を引き取り、回収 被害者に対しては回収した時点で県が立替支給		金額 / 件数	上限：300万円
	県内における年間想定件数	1件 (金額の設定は現時点で決められない)			概要等
	支援した資金の使用用途	損害賠償で得た権利の補填		備考 (※要件、特徴、課題等)	平成31年4月1日以降、性犯罪被害も対象
	対象犯罪及び対象者	重要犯罪(殺人、強盗、放火、強姦性交等、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ)		(4) 備考	※制度化した際の留意事項 ※国が制度化しない理由等
(2) 代替	既存の制度で全部又は一部を支援できる場合	犯罪被害給付制度	(5) メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償請求権が認められたのにも関わらず、支払いを受けていない被害者にとって、一部であっても県が立替をすることで生活再建につながる資金を得ることができる。 ・該当ケースに限られるため、財政上の調整がしやすい。 	
	代替施策における課題等	性犯罪被害に関しては補償の対象とならない			

区分	項目	課題	具体的な課題	判断（議論）のポイント
（6） 施策検討にあたっての課題の整理	ア 施策検討上での課題	対象犯罪 （適用の範囲）	①犯罪被害給付制度の受給対象者以外にどこまで広げるのか。 ② 性犯罪被害者を対象とするのか。	・制度設計している自治体でも対象を犯罪被害給付制度の受給対象者としているため、制度設計後利用実績がない。（条件を満たす前に犯罪被害給付制度による給付金が支払われるため）
		実施主体 （県又は市町村、直営又は委託等）	①県や自治体はどうやって加害者から債権を回収するのか。 ②債権回収が不能になるリスクは実施主体が責任を取るのか。	・本来国の果たす役割を、自治体が代わって行うべきなのか。 ・加害者からどうやって債権回収をするのか。
		県民への理解	①債権回収不能のリスクについての県民への理解。 ②債権回収不能により県に損害を与えるおそれがある。	・回収不能となるリスクの高い債権を県が引き受け、結果的に県民に損害を与えることについて、県民へ説明が難しい。 ・債権回収は中長期になることが予想され、行政側での引き継ぎの問題が生じる。
		施策の内容について （金額、時期、対象犯罪別での区分するか等）	①犯罪被害給付制度の給付予定額内での上限の設定。 ②制度利用の申請時期。（損害賠償請求権の確定した日より1年後以降）	・他の自治体では損害賠償請求権の確定した日より1年後以降の申請受付としたため、実績なし。 ・昨年度から性犯罪被害者も対象にしたが、現時点では実績なし。
	イ 代替施策等の課題	代替施策等自体の課題 ●代替施策等 （ア）犯給制度	・犯罪被害給付制度の受給対象者であるならば、立替金制度を利用するメリットが少ない。	
		代替施策等を利用できない者	①性犯罪被害者（犯罪被害給付制度の対象ではないが、県が支援の優先度が高いと考える重要犯罪の被害者）	・性犯罪被害者が一般的におこす損害賠償請求額は100万円～1,000万円の範囲で、この制度があれば概ね、加害者が支払わない場合であっても、請求額が補償される。
	ウ その他	制度を実行してもなお残る課題		

1 経済的支援策のメリット（効果）と制度検討にあたっての課題 参考資料

高知県における犯罪認知件数（H27～R1）

刑法犯認知件数

包括罪種別（※）	認知件数				
	H27	H28	H29	H30	R1
刑法犯総数	5,664	4,792	4,635	4,052	3,562
凶悪犯	27	21	28	11	17
粗暴犯	223	194	177	190	210
（うち傷害）	101	92	96	108	101
窃盗犯	4,355	3,708	3,536	3,084	2,653
侵入盗	604	567	467	398	353
乗り物盗	1,620	1,286	1,365	1,138	1,083
非侵入盗	2,131	1,855	1,704	1,548	1,217
知能犯	174	167	196	151	137
風俗犯	26	33	20	26	38
その他	859	669	678	590	507

重要犯罪認知件数について

罪種（手口）	認知件数				
	H27	H28	H29	H30	R1
重要犯罪	42	40	41	25	41
殺人	3	6	7	4	7
強盗	8	5	9	2	5
放火	9	6	6	3	4
強姦	7	4	6	2	1
略取誘拐・人身売買		2		1	2
強制わいせつ	15	17	13	13	22
重要窃盗犯	638	605	483	410	362
侵入犯	604	567	467	398	353
住宅対称	226	171	150	148	100
その他	378	396	317	250	253
自動車盗	15	13	6	8	4
ひったくり	7	18	6	3	2
すり	12	7	4	1	3

※包括罪種とは、刑法犯のうち、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した分類名称。

※包括罪種詳細

凶悪犯	殺人、強盗、放火、強姦
粗暴犯	凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
窃盗犯	窃盗
知能犯	詐欺、横領、偽造、汚職、背任
風俗犯	賭博、わいせつ
その他	上記以外の罪種（占有離脱物横領、住居侵入等）